

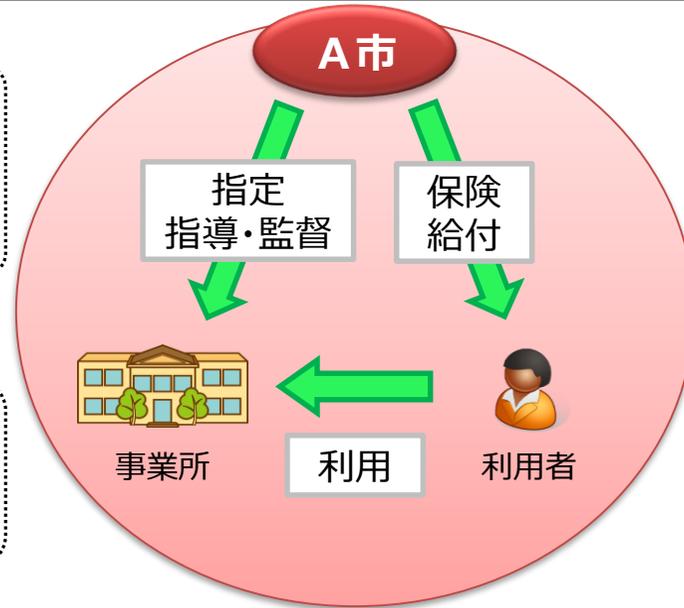
地域密着型サービスの概要

○ 平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設した。

1. 市町村の住民のみが利用可能

- 市町村が指定権限を持つ
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（B市の同意を得た上でA市が指定すれば、A市の住民がB市の事業所を利用可能）

3. 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2. 地域単位で適正なサービス基盤整備

- 市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

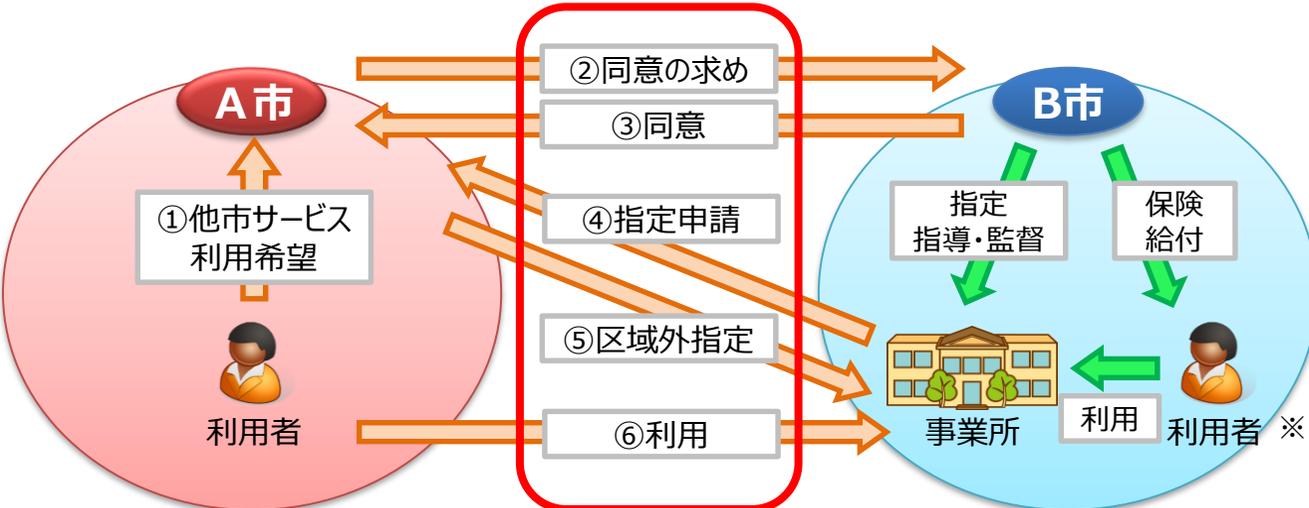
4. 公平・公正透明な仕組み

- 指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

<区域外指定の仕組み>

地域密着型サービスの種類

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護（認知症デイ）
- 地域密着型通所介護 ※平成28年4月から
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）



※ 事前の協議により、都度の同意（②・③）を不要とする同意を得ることも可能。その場合、事業所からの指定申請（④）があった段階で、A市からの指定（⑤）があったものとみなされる。 3